

区営住宅の同居許可に関する要綱

制定	平成19年	7月27日	要綱第107号
改定	平成28年	6月1日	要綱第217号
改定	平成30年	3月1日	要綱第104号
改定	令和5年	2月1日	要綱第69号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39号。以下「条例」という。）第17条および品川区営住宅条例施行規則（平成10年品川区規則第1号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき行う品川区営住宅（以下「区営住宅」という。）の同居の許可について必要な事項を定めることを目的とする。

(同居の許可の要件)

第2条 区営住宅の同居の許可は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り認めるものとする。

- (1) 使用者が、現に居住する区営住宅に1年以上居住していること。
- (2) 使用者が、区営住宅の使用料・共益費（以下「使用料等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 使用者が、条例第33条第1項第1号および第3号から第7号までの規定に該当していないこと。
- (4) 同居の許可後における収入の額（条例第24条の規定により認定された収入の額をいう。以下同じ。）が、条例第6条第1項第4号アまたはイに掲げる場合にあっては、それぞれ同号アまたはイに定める金額を超えないこと。
- (5) 同居の許可後における世帯の人数が、別表に定める許容人員を超えないこと。
- (6) 同居しようとする者が、当該同居により、当該者の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）またはパートナーシップ関係の相手方と別居することにならないこと。
- (7) 同居しようとする者が、建物または土地の所有者（共有持分がある者を含む。）でないこと。
- (8) 同居をしようとする者が、次条または第4条に定める要件を満たしていること。

2 区長は、前項各号に掲げる条件のいずれかを具備していない場合において、使用者の世帯の実情に照らして必要があると認めるときは、同居を許可することができる。

(正式同居をしようとする者の要件)

第3条 同居をしようとする者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する者であるときは、規則第18条第2項の同居を許可することができる。

- (1) 使用者または同居者と婚姻した者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）
- (2) 使用者または同居者と養子縁組をした者（全豪に掲げる者との同居の許可をする場合において、使用者が当該者の子（未成年者に限る。）に係る同居の許可を併せ

て申請しているときは、その子については使用者または同居者と養子縁組した者とみなす。)

(3) 使用者の一親等の血族または姻族である者であって、使用者の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の扶養親族をいう。以下同じ。）であるものまたは使用者を扶養する親族である者

(4) 使用者の一親等の血族または姻族である者であって、次のいずれかに該当する者
ア 高齢者（60歳以上の者をいう。）

イ 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に掲げる障害者で、その障害の程度が、次の表の左欄に掲げる障害の種類に応じそれぞれ同表右欄に定める程度であるものをいう。）

障害の種類	障害の程度
身体障害	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
知的障害	上欄に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表ノ3の第1款症の者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護受給者

カ 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号または第5条の規定による保護が終了した日から5年以内の者および同法第10条第1項の規定により裁判所の命令の効力が生じた日から5年以内の者

(5) 使用者または同居者のパートナーシップ関係の相手方
(期限付同居をしようとする者の要件)

第4条 同居をしようとする者が、使用者の三親等内の血族または姻族であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものであるときは、規則第18条第3項の同居（以下「期限付同居」という。）を許可することができる。

(1) 使用者または同居者を介護または看護する必要がある場合

- (2) 使用者または同居者による介護または看護を必要とする場合
- (3) 学校教育法に規定する学校または各種学校に通学する場合
- (4) 疾病等のため病院へ通う場合
- (5) 義務教育期間中または未就学の児童で養育の必要がある場合
- (6) その他区長が必要と認める場合

2 期限付同居の許可の期間は、前項各号に掲げる許可の原因の発生の日から消滅する日までを基準として定めるものとする。

(申請に必要な書類)

第5条 同居の許可に係る申請を受け付ける際は、住宅同居申請書に次の書類を添付させるものとする。

- (1) 使用者および同居者が記載されている住民票の写し（続柄（事実上の婚姻関係を含む。）が記載されているもの。）
- (2) 同居しようとする者が記載されている住民票の写し
- (3) 同居しようとする者と使用者または同居者との続柄を証する戸籍謄本
- (4) 使用者、同居者および同居しようとする者（扶養親族であることが確認できる者を除く。）の住民税課税証明書または非課税証明書
- (5) 同居をしようとする者が現に居住する住宅の賃貸借契約書の写しまたは登記事項証明書
- (6) 第3条第4号に定める者である場合は、次に掲げる区分に応じて定める書類
 - ア 障害者である場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳または東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42児精発第58号副知事決定）第5条の規定により交付を受けた愛の手帳
 - イ 戦傷病者である場合 戦傷病者手帳
 - ウ 原子爆弾被爆者である場合 厚生労働大臣の認定書
 - エ 生活保護受給者である場合 生活保護受給者証
 - オ 海外からの引揚者である場合 引揚者であることの証明書
 - カ ハンセン病療養所入所者等である場合 国立ハンセン病療養所の長等の証明書
 - キ 配偶者による暴力がある場合 配偶者暴力相談支援センター等による証明書
- (7) 前条に規定する期限付同居をしようとする者である場合は、次に掲げる区分に応じて定める書類
 - ア 介護・看護・通院を理由とする場合 医師の診断書等
 - イ 通学を理由とする場合 在学証明書または学生証
 - ウ 養育を理由とする場合 親権者の同意書、福祉事務所の意見書等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(同居の許可に係る区営住宅の使用料等)

第6条 同居の許可に係る区営住宅の使用料等の額は、許可をする日の属する月分については従前の収入の額に基づき算定した額、当該月の翌月以降の月分については許可後における収入の額に基づき算定した額とする。

付 則（平成19年7月27日要綱第107号）

この要綱は、平成19年8月25日以降に行われた申請について適用する。

付 則（平成28年6月1日要綱第217号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の区営住宅の同居許可に関する要綱（以下「新要綱」という。）別表の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた同居の許可の申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの要綱による改正前の区営住宅の同居許可に関する要綱別表に規定する許容人数に基づき同居の許可を受けている者については、新要綱別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月1日要綱第104号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年3月1日から適用する。

付 則（令和5年2月1日要綱第 号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

住宅名(床面積)	型式	居室間取り	許容人員
荏原七丁目(33.48㎡)	2DK	6畳・4.5畳	1～2人
二葉一丁目(33.48㎡)	2DK	6畳・4.5畳	
西大井六丁目第三(34.00㎡)	1DK	6畳	
西中延(34.50㎡)	2DK	4畳・4畳	2～3人
東大井三丁目18(42.29㎡)	3DK	6畳・4.5畳・3畳	
西大井六丁目(41.73㎡)	3DK	6畳・4.5畳・3畳	
南大井一丁目(43.96㎡)	3DK	6畳・4.5畳・3畳	
中延一丁目(45.06㎡)	2DK	6畳・6畳	
中延一丁目(49.84㎡)	3DK	6畳・4畳・4畳	2～4人
南大井六丁目(51.04㎡)	3DK	6畳・4.5畳・4.5畳	
南大井五丁目(51.04㎡)	3DK	6畳・4.5畳・4.5畳	
大井二丁目(51.04㎡)	3DK	6畳・4.5畳・4.5畳	
西大井六丁目第二(51.04㎡)	3DK	6畳・4.5畳・4.5畳	

東大井三丁目19(51.04㎡)	3DK	6畳・4.5畳・4.5畳	3~5人
西大井六丁目第三(52.30㎡)	2DK	6畳・6畳	
西中延(53.70㎡)	2DK	6畳・6畳	
西五反田五丁目(61.53㎡)	3DK	6畳・6畳・4.5畳	
西大井六丁目第三(60.30㎡)	3DK	6畳・6畳・4.5畳	
大井二丁目(66.04㎡)	3DK	6畳・4.5畳・4.5畳	

備考 許容人数の欄に定める人数については、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に基づき、国土交通省が策定する住生活基本計画に定める最低居住面積水準を参酌するものとする。